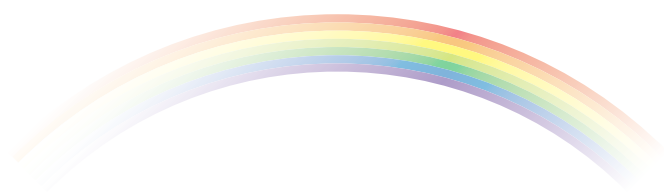


# 第3次静岡市市民活動促進基本計画

～より多くの市民が参加するまちづくりを目指して～



S H I Z U O K A C I T Y

静 岡 市



## はじめに

少子高齢化が進展し、我が国では平成 19 年をピークに人口が減少に転じ、本市の人口も減少傾向にあります。このような中、将来にわたって地域の活力を高め、持続可能な社会を形成するためには、「市民自治によるまちづくり」の実現が欠かせません。

このたび策定しました「第3次静岡市市民活動促進基本計画」（平成 27 年度～平成 34 年度）では、8年後の目指す姿を「より多くの市民の参加によるまちづくり」とし、「知らせる」、「やってみる」、「深める」、「つながる」を4本の施策の柱としています。

この4本の柱は、第3次総合計画の「各分野の政策・施策を推進するための視点」において、市民自治による共生社会の実現のための4つのステップとなっており、本計画は第3次総合計画を推進していく上での推進力となる重要な位置付けとなっております。（4 ページの図「市民主体のまちづくり号」参照）

本計画では、4本の柱それぞれを個別に取組むことに加え「知らせる」→「やってみる」→「深める」→「つながる」→「知らせる」のように循環させていくことで、推進の効果をさらに高め、社会的課題を解決し、「より多くの市民の参加によるまちづくり」を目指していきます。

本計画を着実に推進していくためには、行政の取組みだけでなく、市民の皆様の“シチズンシップ”に基づく積極的な参加が重要となります。皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、様々な経験を基とした熱心なご審議をいただきました静岡市市民活動促進協議会委員の皆様、また、タウンミーティングやパブリックコメントを通じ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

静岡市長 田 辺 信 宏

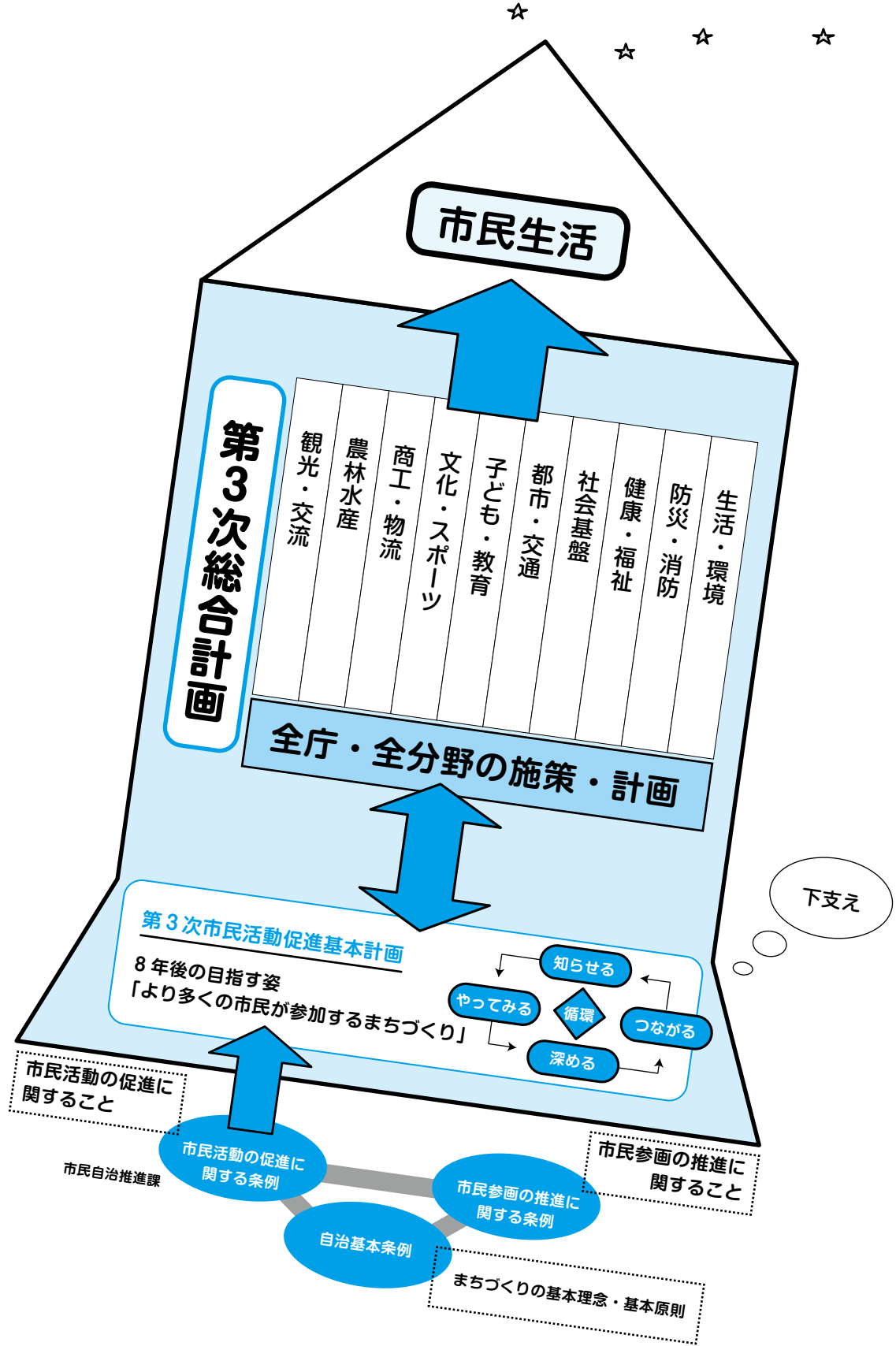
## 目 次

● はじめに	1
● 第1章 計画策定にあたって	5
1 策定までの経緯	
2 市民活動の現況	
3 市民活動をめぐる動向	
4 第2次計画の検証	
● 第2章 第3次計画の基本的な考え方	10
1 計画の基本理念	
2 8年後の目指す姿	
3 施策の柱	
4 計画期間	
5 計画の位置づけ	
6 第3次静岡市市民活動促進基本計画 体系図	
● 第3章 施策の柱	14
1 知らせる《交流の場づくり》	
(1) 市民活動センターの機能強化	
(2) 多彩な参加の場づくり	
2 やってみる《市民活動への参加の促進》	
(1) 市民活動を広げるための取組	
(2) 市民活動の楽しさを知ってもらうための取組	
3 深める《市民活動団体の自立を支える環境づくり》	
(1) 優れた市民活動団体が市民の信頼を得られる取組	
(2) 市民活動団体の運営を支援する取組	
4 つながる《市民協働の推進》	
(1) 市民活動をつなげるための取組	
(2) 相互の理解を深める協働事業提案制度の充実	
5 指標の設定	
6 モニタリング指標の設定	

- 第4章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
  - 1 計画を推進する体制の整備
    - (1) 市民活動促進会議
    - (2) (仮称) 市民活動促進検討会
    - (3) 市民活動の促進に関する職員研修の充実
    - (4) 市民活動促進協議会の機能充実
    - (5) 国・県等関係機関との連携
  - 2 拠点の整備
  - 3 計画の進ちょく状況の点検及び情報公開
  - 4 計画の見直し
  
- 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
  - 1 静岡市市民活動促進協議会
    - (1) 静岡市市民活動促進協議会 委員名簿
    - (2) 会議概要
  - 2 静岡市市民活動の促進に関する条例
  - 3 用語説明

# 市民主体のまちづくり号

☆ 世界に輝く静岡の実現 ☆



## ● 第1章 【計画策定にあたって】

### 1 策定までの経緯

静岡市では、市民が相互の交流と理解を通じて、自らの意思により主体的に活動することで、社会的課題の解決に貢献し、市民自治によるまちづくりを実現するため、平成19年4月1日に「静岡市市民活動の促進に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。条例では、市民活動の基本理念及びその促進の基本原則を定め、市民活動に係る市民及び市の責務を明らかにするための基本的事項を定めています。

この条例に基づき、平成20年3月には「静岡市市民活動促進基本計画」（平成20年度～平成23年度）を策定し、様々な市民活動を促進する施策に取組み、その代表的な施策の一つとして、市民活動に取組むNPO法人などの市民活動団体をサポートするため、すでに設置されていた清水市民活動センターに加え、新たに番町市民活動センターを増設し、身近な活動拠点としてご利用いただいております。

また、平成24年3月には「第2次静岡市市民活動促進基本計画（以下、「第2次計画」という。）」（平成24年度～平成26年度）を策定し、様々な施策に取組むことで、「市民活動センター利用登録団体数」、市民活動団体と市との「協働事業数」等が増加し、市民活動を着実に促進することができました。

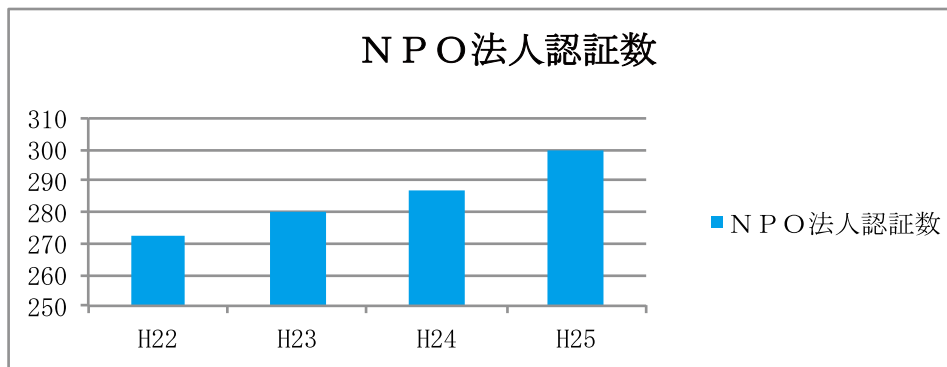
なお、平成25年7月に条例第9条に規定する静岡市市民活動促進協議会に対し、市長からの第3次計画策定に関する骨子について諮問し、平成26年9月に答申を受けています。

この答申に基づき、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画として、本計画を策定しています。



## 2 市民活動の現況

第2次計画（H24～26年度）においては、市民活動センターを中心として中間支援機能を強化し、市民活動団体の育成・支援に努めてきました。その結果、市民活動の代表的な担い手である「NPO法人の認証数」が順調に伸びており、このことから本市における市民活動が年々盛んになっていると言えます。



## 3 市民活動をめぐる動向

静岡市が、平成25年度実施した市民活動団体実態調査からは、「市民活動団体の活動上の課題」として、リーダーや後継者不足、会員の高齢化や男女・世代間の片寄り、会員不足など人的課題や、活動資金不足といった財政的課題があげられています。

また、行政・他の市民活動団体・企業と協働事業を実施したことのある市民活動団体は、約55%ありました。協働の効果として、単独で実施するより「効果が高い」、「信頼が得られた」、「広報啓発ができた」といったメリットがあげられています。

このことから、協働事業を実施したことのある団体のうち、今後も協働事業を実施したいかという問いに対し、90%を超える団体が今後も協働事業を実施していきたいと答えています。



市民活動団体の活動上の課題

項 目	割合 (%)
リーダーや後継者が育たない	16.5%
活動資金が不足している	15.8%
会員の高齢化、世代・男女比の片寄り	15.4%
特定の個人に責任や作業が集中する	15.0%
新しい会員が増えない	14.3%
その他少数意見	23.0%
合 計	100.0%

これらの現状から市民活動団体をめぐる課題として、「組織力強化」が求められていると言えます。団体が活動を広め、深めていくためには、活動の質や団体の法務・財務・労務に関する能力の向上が求められています。

また、活動内容に加え自ら組織を維持する力も重要視されてきています。

さらに第2次計画を推進する中、本市の市民活動に関する新たな課題として、次の4点が浮き彫りとなりました。

### 課題1 市民活動の交流の場の創出を行う必要がある

- ・市民活動について「知る機会」が不足している。
- ・市民活動団体同士の「つながり」が不足している。
- ・市民活動センターの情報発信、交流等に関する機能の充実が求められている。

### 課題2 市民活動に参加しやすい環境整備を行う必要がある

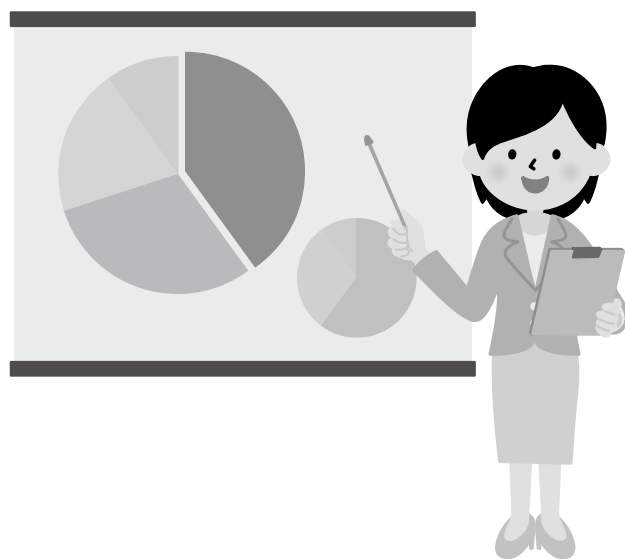
- ・市民活動を始める際、ためらいを感じてしまうことがある。
- ・市民活動に対する信頼度がまだまだ低い。
- ・開かれた市民活動団体の組織運営が求められている。

### 課題3 市民活動団体の組織力強化を行う必要がある

- ・市民活動団体の組織基盤が脆弱である場合が多い。
- ・優れた活動を評価する仕組み（表彰制度等）がない。
- ・市民活動団体内で、組織目標を共有できない。

### 課題4 協働事業提案制度の見直しを行う必要がある

- ・協働事業提案制度（協働市場、協働パイロット事業）の使い勝手が悪い。
- ・志縁団体と地縁団体、企業等の関わりが浅い。
- ・市役所職員の市民活動に対する意識が低い。



## 4 第2次計画の検証

第2次静岡市市民活動促進基本計画における指標の推移

第2次計画における4つの指標の推移は以下のとおりです。

指標1、2、4に関しては、順調に実績を延ばし、第2次計画で策定時に想定していた結果が得られていると考えます。

他方、指標3に関しては、平成25年度実績において、第2次計画策定当初の団体数を下回る結果となっています。

この結果から、景気変動や市民活動団体の組織力の弱さが影響していると考えられるため、第3次計画においては、「市民活動団体の組織力強化」を重視して、市民活動団体の自立性を高めるための取組みを進める必要があります。

指標	項目	現状	実績	目標値
		H22	H25	H26
指標1	市民活動を支えるボランティアを増やし、市民活動への市民の参画を進めるための指標			
	ボランティア数	10,587人	12,832人	13,000人
指標2	市民活動センターの利用を増やし、市民活動団体の支援と、市民と市の協働の基礎づくりを進めるための指標			
	市民活動センター利用登録団体数	556団体	780団体	750団体
指標3	活発に活動できる安定した組織をもった市民活動団体を増やすための指標			
	有給・常勤スタッフ1人以上の市民活動団体数	94団体	87団体	140団体
指標4	市民活動団体と市が、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行う協働事業を増やすための指標			
	単年度ごとの協働事業数	152事業 (H21年度)	165事業	165事業

## ● 第2章 【第3次計画の基本的な考え方】

### 1 計画の基本理念

静岡市では、「静岡市市民活動の促進に関する条例」第3条において、本市における市民活動の基本理念を定めています。第3次計画では、第2次計画に引き続き、条例に掲げられている4つを計画の基本理念とします。

<基本理念>

- (1) 市民活動は、国及び地方公共団体の活動又は営利を目的とした活動によっては解決できない社会的課題を解決する役割を果たすものとする。
- (2) 市民活動は、市民が対話を通じて、相互に価値観を尊重し行うものとする。
- (3) 市民活動は、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等が多様な市民の参画によって、自ら意見を述べる意思又は機会のない者が抱える問題を取り上げ、見過ごされやすい社会的課題の解決に貢献するものとする。
- (4) 市民活動は、参画した個人自身に精神的充実及び人間的成長をもたらすものとする。

### 2 8年後（H34年度末）の目指す姿

#### 『より多くの市民が参加するまちづくり』

これまで、多くの市民活動団体が、社会的課題に取り組み、その努力により課題が解決へ導かれていきました。

しかしながら、特定の方だけが、市民活動に取り組むべきものではなく、市民個人・ボランティア団体・NPO法人・自治会（町内会）・学校・病院・福祉施設・企業など様々な立場の参加者による協働が必要であり、そのためには市民活動団体の自立はもとより、市民の市民活動に対する意識の醸成と参加促進が必要不可欠となっています。

本市においては『より多くの市民が参加するまちづくり』を掲げ、様々な形での「協働」を推進することで、市民が自ら進んで、地域の課題を解決できる体制を整えていきます。

これにより、多様な主体が、お互いに信頼関係を保ち、ともに手を取り合う良好な関係が築かれ、本市の市民活動は新たなステージへとステップアップするとともに、市民一人ひとりの笑顔があふれるまちづくりが実現できます。

### 3 施策の柱

社会的背景や市のこれまでの取組状況をふまえ、以下の4本の施策の柱を循環させ取組むことで、第3次計画を推進していきます。

また、この4本の施策の柱の中でも、特に「知らせる」（交流の場づくり）、「深める」（市民活動の自立を支える環境づくり）について重点項目として取組みます。

- (1) 「知らせる」《交流の場づくり》
- (2) 「やってみる」《市民活動への参加の促進》
- (3) 「深める」《市民活動の自立を支える環境づくり》
- (4) 「つながる」《市民協働の推進》

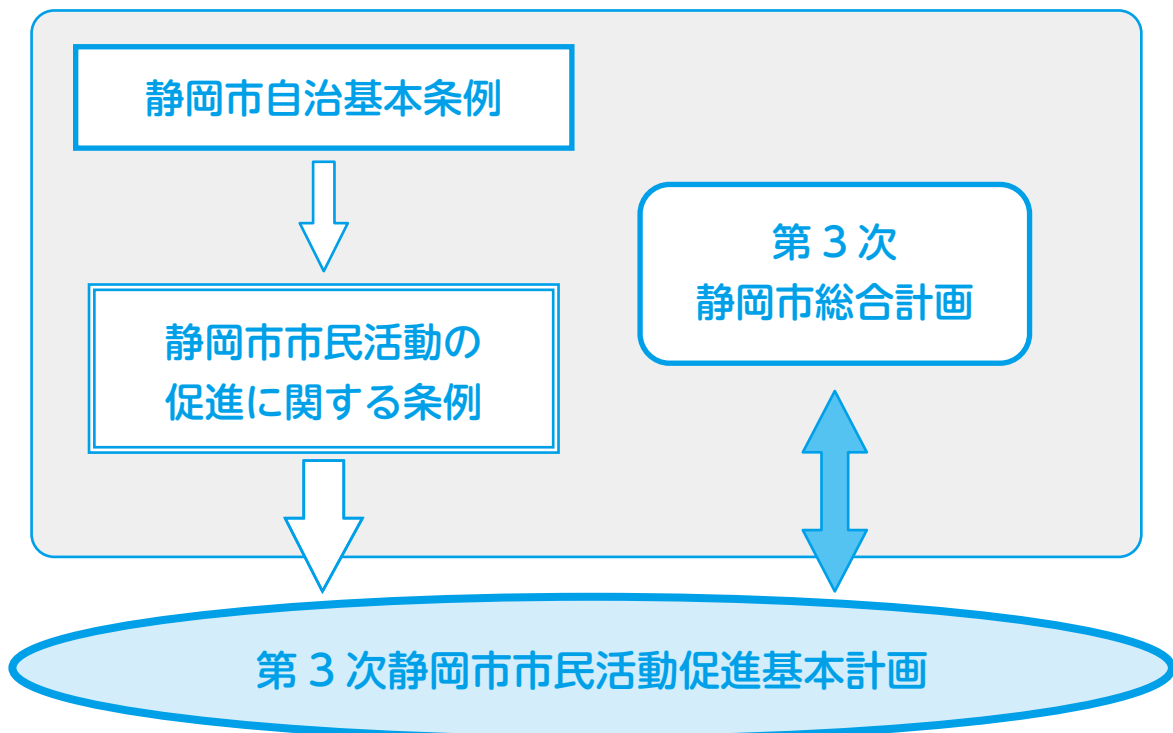
### 4 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成34年度までの8年間とします。

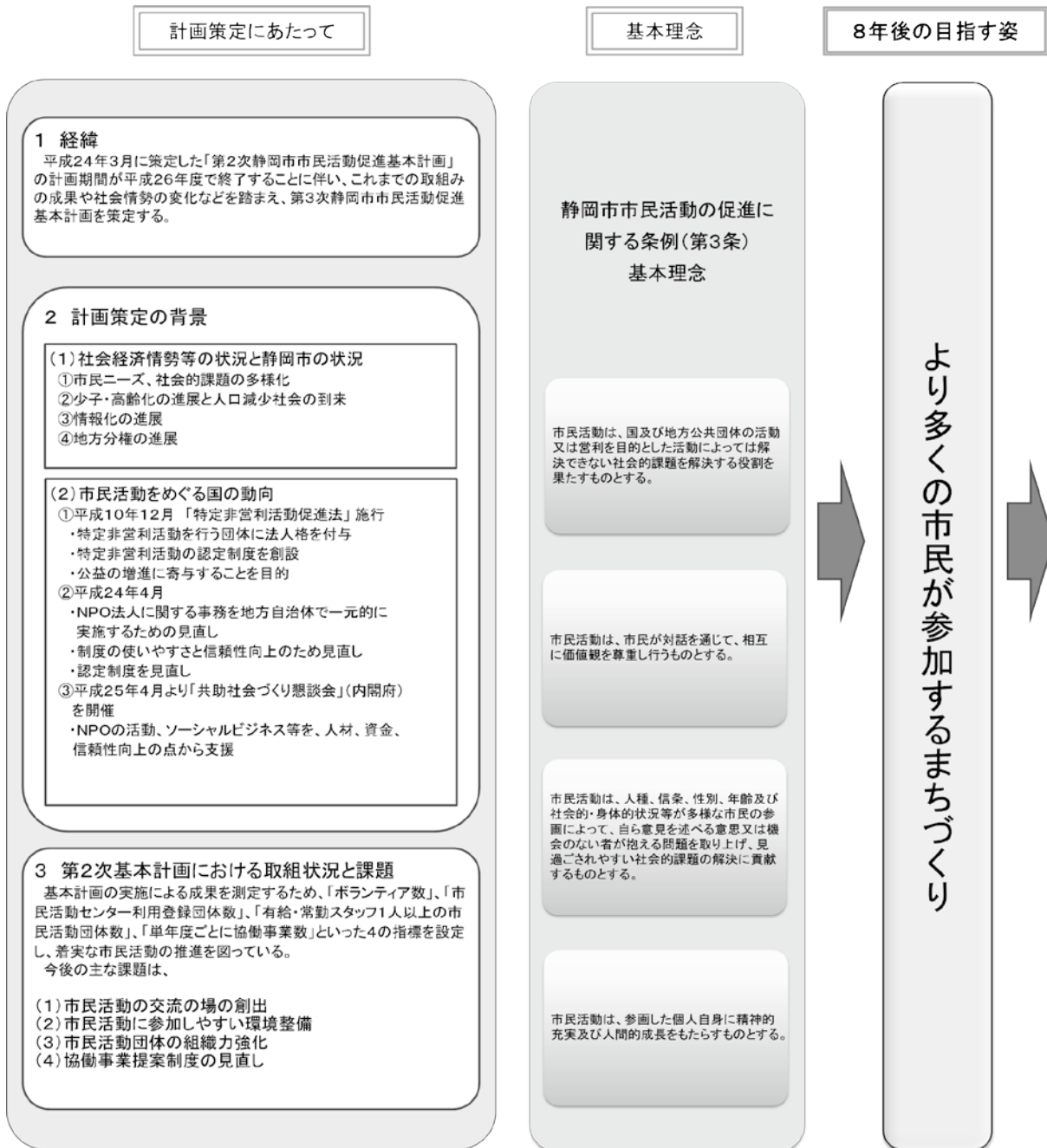
### 5 計画の位置づけ

本計画は、条例第8条に基づき市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画です。

また、市民活動の促進は、「第3次静岡市総合計画」の「各分野の政策・施策を推進するための視点」の「市民自治」に位置付けられており、本計画の実施により“シチズンシップ”が発揮される「市民主体のまちづくり」を推進していきます。

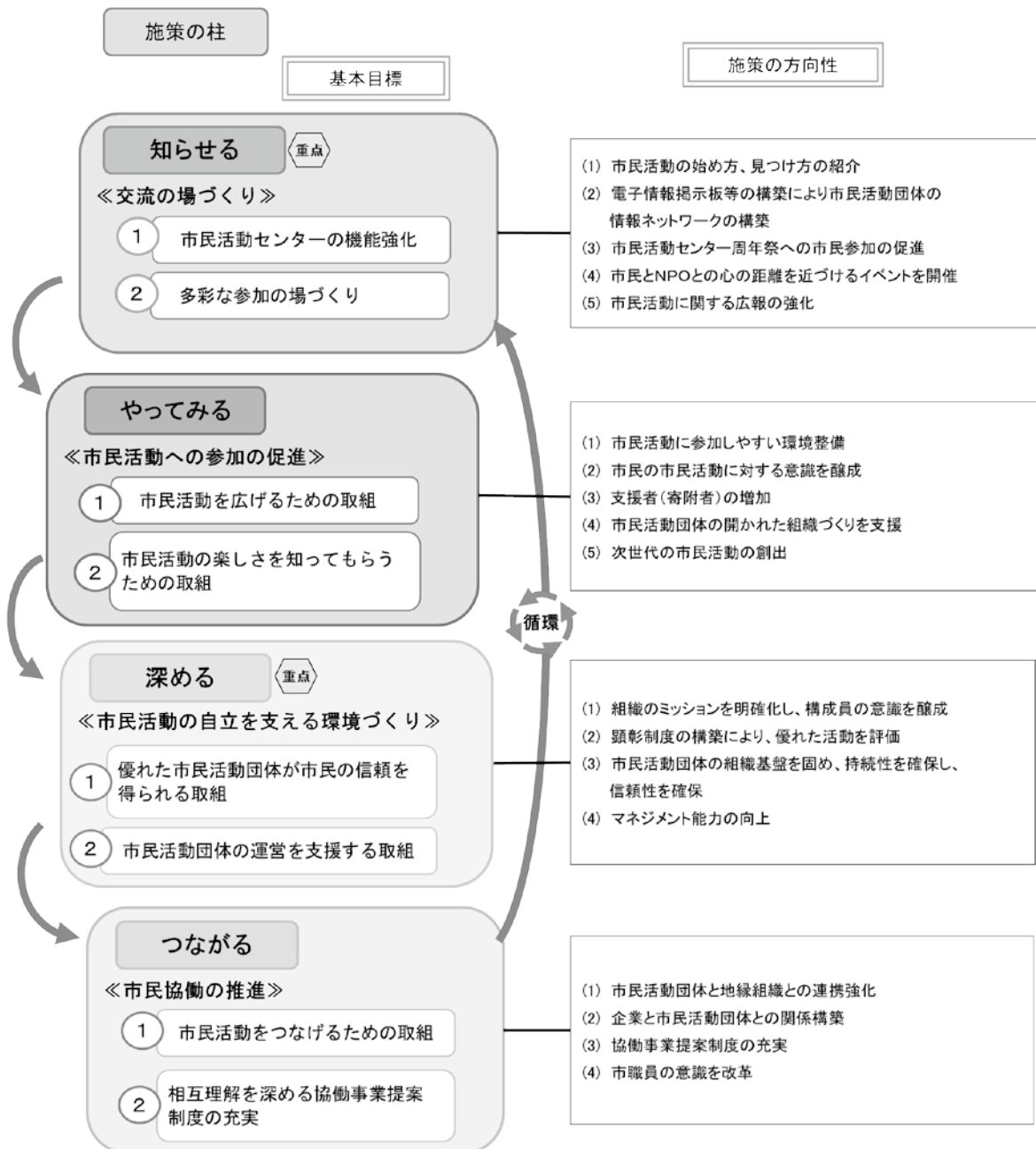


## 第3次静岡市市民活動促進基本計画 体系図



第3次計画の基本的な考え方

- |   |   |
|---|---|
| <p>1 計画の基本理念<br/>静岡市市民活動の促進に関する条例第3条</p> <p>2 計画の位置づけ<br/>・静岡市市民活動の促進に関する条例<br/>・静岡市第3次総合計画との整合性 など</p> | <p>3 計画期間<br/>平成27年度から平成34年度までの8年間</p> <p>4 重点事項<br/>・交流の場づくり<br/>・市民活動への参加の促進<br/>・市民活動の自立を支える環境づくり<br/>・市民協働の推進</p> |
|---|---|

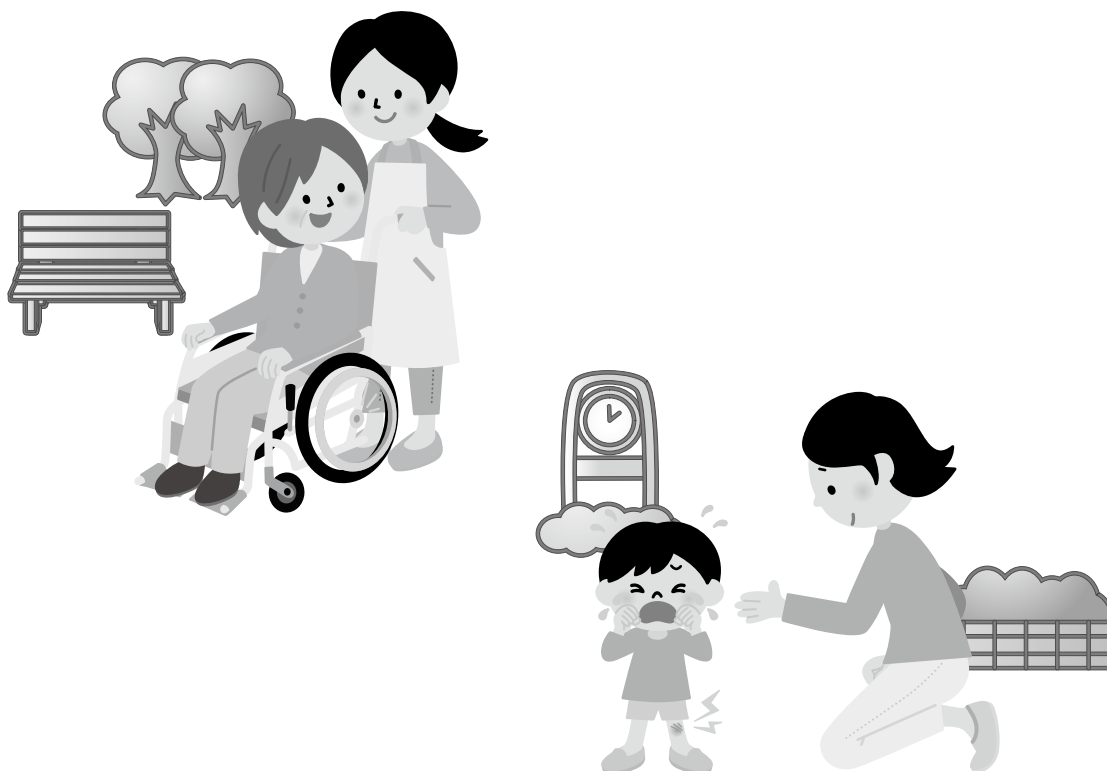


## ● 第3章 【施策の柱】

第3次計画の実施において、以下のとおり4本の施策の柱を提案します。

4本の柱それぞれは独立しているものの、様々な段階の市民活動の支援の有効性を高めるため、単に独立性を保つのではなく、施策の循環を通じて課題を解決し、さらなる高みを目指すための取組みを行います。

- ・市民活動団体やその活動の素晴らしさを市民に「知らせる」。
- ・興味を持った活動を始めてみたり、参加してみたり、応援することを「やってみる」。
- ・市民活動団体は、市民の信頼を得て、組織の継続性を確保し、活動を活発化させるため、活動や組織運営を「深める」。
- ・市として、市民活動団体－市の協働事業に留まらず、市民活動団体－市民活動団体、市民活動団体－企業といった様々な形態の協働を推進するとともに市職員の意識改革を行うことで、多彩な市民活動が「つながる」。
- ・市民活動団体のつながりにより生まれた協働効果を市民の皆さんに「知らせる」ことで、新たな参加の創出につなげていく。





## 1 「知らせる」《交流の場づくり》

### <概要>

市民活動団体同士や、市民活動団体と企業、行政等が相互に連携・交流することにより、市民活動団体が抱える課題解決の糸口が見え、団体の活動の幅を広げることができます。また、これにより企業が社会貢献活動に取り組むきっかけが生まれることにもつながります。

そのため、市民活動に関する情報や活動に興味のある市民が集まる市民活動センターを中心に、多様な団体と市民活動団体がつながる情報を発信し、連携・交流を充実させていきます。

また、新しい交流の場として、インターネットなどのツールを活用する仕組みづくりを進めていきます。

### <成果指標>

項 目	現状	中間目標値	目標値
	H25	H30	H34
①市民活動センター来館者数	54,939 人 (25 年度)	59,500 人	63,000 人
②市民活動に「参加したことのある人」・ 「参加したいと思う人」の割合	27 年度 調査予定	調査実施後 目標値設定	

### <モニタリング指標>

項 目
市民活動に関する新聞掲載数

### <基本目標>

#### (1) 市民活動センターの機能強化

すでに市内において、様々な市民活動に取り組む団体が活動しています。しかし、その活動内容や団体の存在は意外に知られていません。市民にとって分かりやすい情報発信に取り組みます。

また、市民活動に関心のある市民が集まる場としての市民活動センターのさらなる活用を行います。

## (2) 多彩な参加の場づくり

これまで市民活動センターを中心に行われていた市民活動団体同士の交流支援に加え、「電子交流掲示板」といったネット上で、

- ・市民個人が、市民活動を知り、参加や応援ができる。
- ・市民活動団体が活動を紹介し、会員や寄附を募る。
- ・企業が社会貢献活動を紹介したり、助成金制度への応募を行う。
- ・市役所各課が事業実施にあたり、協働相手を募集する。
- ・市民活動センターが講座開催や各種情報を提供する。

といった市民活動に関する『情報広場』を新たに構築し、市民活動の交流の輪を広げていきます。

### <主な事業>

事業名	所管課
「市民活動プレビュー in Shizuoka」の開催	市民自治推進課
「心のバリアフリーイベント」の開催	障害者福祉課



## 2 「やってみる」 《市民活動への参加の促進》

### <概要>

市民活動の担い手となる市民が増えれば、より多くの社会的課題の解決につながり、市民活動に対する理解も進みます。そのためには、市民活動に対して、一人でも多くの市民が参加するための施策が重要です。まずは市民活動に興味・関心を持ってもらうこと、また、それを興味・関心で終わらせず、正しい理解を深め、活動への参加に結び付けていきます。

### <成果指標>

項 目	現状	中間目標値	目標値
	H25	H30	H34
市民活動センター利用登録団体数	780 団体 (25年度)	850 団体	900 団体

### <基本目標>

#### (1) 市民活動を広げるための取組

市民個人が社会的課題の解決に向けて行動を起こし、もしくは仲間を募ることが、市民活動の創出のため大切なことです。市民活動の「始め方」を手軽に知ることができるような環境整備を行います。

また、市民活動を紹介するイベント等を通じ、広く市民の皆さまに市民活動の楽しさや、団体の活動をPRすることで、参加のきっかけを作っていきます。

#### (2) 市民活動の楽しさを知ってもらうための取組

市民活動の楽しさを知ってもらうことができれば、市民活動への参加の第一歩を踏み出しやすくなります。市民活動に関心のある市民が社会（地域）の課題やまちづくりについて、理解を深め、気軽に話し合いのできる環境整備を行います。

### <主な事業>

事 業 名	所管課
「災害ボランティアコーディネーター養成講座」の開催	市民自治推進課
「静岡市人材養成塾」の開講	生涯学習推進課
「ボランティア養成講座」の開催	高齢者福祉課

### 3 「深める」 《市民活動の自立を支える環境づくり》

#### <概要>

市民活動団体が自立した組織運営をし、活動を発展的に継続し拡大をすることで、社会的課題に対する活動の効果を高めることができます。

市民活動団体が持つ運営上の課題を解決し、団体が持つ力を十分に発揮できる体制を整えます。

ただし、市民活動団体が、促進の施策に依存し、自立性を損なうことにならないよう心掛けていきます。

#### <成果指標>

項目	現状	中間目標値	目標値
	H25	H30	H34
認定及び仮認定NPO法人数（累計）	2団体 (25年度)	8団体	12団体

#### <モニタリング指標>

項目
NPO法人に対する寄附総額

#### <基本目標>

##### (1) 優れた市民活動団体が市民の信頼を得られる取組

市民活動団体が、自らの信用を高め、市民の信頼を獲得していくため、一定の評価基準の中で団体がどの位置付けにあるかを明らかにする仕組みや、市民活動団体の公益性を市民が見分けられるようにする仕組みを整えます。

また、市民活動に関する評価や市民活動団体を顕彰する仕組みの調査、研究を進めていきます。

## (2) 市民活動団体の運営を支援する取組

多くの市民活動団体では、マネジメントや事務処理について、十分なスキルを持った人材が不足しています。団体の経営のための知識の習得、スキルアップ、専門家の持つ専門知識（プロボノ）を活用するための支援を行います。

また、市民活動センターによる「ファンドレイジング」への支援の充実など、中間支援機能を高めていくことと同時に、新たな支援体制を構築するなどして、市民活動団体の運営の支援を行います。

## &lt;主な事業&gt;

事業名	所管課
市民活動センターによる「相談事業、実務講座」の開催	市民自治推進課
産学交流センターにおける各種相談事業	産業政策課



## 4 「つながる」 《市民協働の推進》

### <概要>

市民活動団体も、市も、地域の社会的課題の解決を使命としています。それぞれ単独で取り組むよりも、相互に特長を活かし合い協働で事業を行うことによって、よりよい成果をあげていくことが可能になります。

協働事業を行う際には、相互理解が不可欠です。特に市には、市民活動の特長となる、きめ細やかさや先駆性、柔軟性を理解し、活かしていく姿勢が求められています。

一方で、市民活動に携わる市民の皆さまには、市の仕組みを理解していただくとともに、自らの役割を果たす努力をお願いします。

### <成果指標>

項目	現状	中間目標値	目標値
	H26	H30	H34
市民活動団体と市との協働事業数	241 事業 (26年度)	248 事業	255 事業

### <基本目標>

#### (1) 市民活動をつなげるための取組

(市民活動団体相互や全体に関わる取組み)

市民活動団体と、市民・企業・行政などの多様な団体との接点を増やすことや、市民活動団体と市が連携、協力する協働につながるきっかけ作りをすることが大切です。

そのため、市民活動団体の活動や成果などを市民に周知していくとともに、協働事業そのものを知ってもらうため、イベント等も開催します。

#### (2) 相互の理解を深める協働事業提案制度の充実 (市の取組み)

協働事業提案制度が積極的に活用されるためには、市民活動団体と市の双方が提案しやすい制度でなければなりません。

市民活動団体と市の双方に活用を促すことはもちろんですが、新しく始めた協働事業が継続実施され、効果が拡大していくよう、制度を定期的に見直します。

## &lt;主な事業&gt;

事業名	所管課
市民協働パイロット事業	市民自治推進課
市民活動センターにおける活動支援	市民自治推進課

## 5 指標の設定

第3次市民活動促進基本計画では、新たに4本の施策の柱ごとに指標を設定しました。この施策の柱ごと設定した指標により、取組みの進捗状況を把握していきます。

施策の柱	項目	数値		
		現状	中間目標値 (H30)	目標値 (H34)
施策の柱 1	『知らせる』（交流の場づくり）の取組状況を確認するための指標			
	①市民活動センター来館者数	54,939人 (25年度)	59,500人	63,000人
	②市民活動に「参加したことのある人」・「参加したいと思う人」の割合	27年度 調査予定	調査実施後 目標値設定	
施策の柱 2	『やってみる』（市民活動への参加の促進）の取組状況を確認するための指標			
	市民活動センター利用登録団体数	780団体 (25年度)	850団体	900団体
施策の柱 3	『深める』（市民活動の自立を支える環境づくり）の取組状況を確認するための指標			
	認定及び仮認定NPO法人数（累計）	2団体 (25年度)	8団体	12団体
施策の柱 4	『つながる』（市民協働の推進）の取組状況を確認するための指標			
	市民活動団体と市との協働事業数	241事業 (26年度)	248事業	255事業

## 6 モニタリング指標の設定

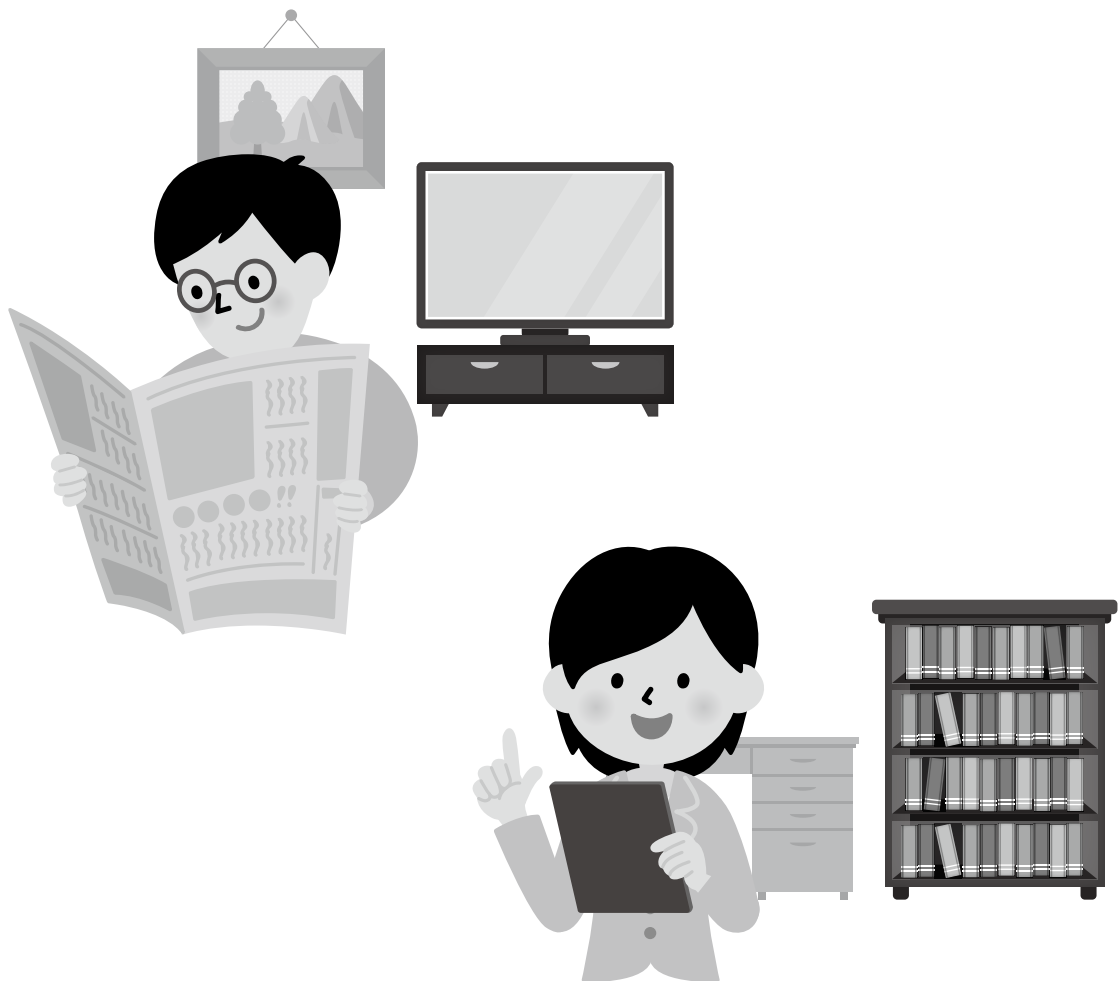
この4本の柱ごとの指標の他、市民活動の促進状況を多角的に確認するための参考として、2つの「モニタリング指標」を設定します。

### モニタリング指標1：市民活動に関する新聞掲載数

特に『知らせる』《交流の場づくり》の取組状況を確認するための方法として、新聞（2紙程度）に「市民活動団体（主にNPO法人）」が掲載された記事を数えます。

### モニタリング指標2：NPO法人に対する寄附総額

特に『深める』（市民活動の自立を支える環境づくり）の取組状況を確認するための方法として、本市所轄のNPO法人に対して行われた寄附額を集計します。





## ● 第4章【計画の推進】

計画を着実に実施し、市民活動の推進を実効性のあるものとするため、次のような体制を整えます。

### 1 計画を推進する体制の整備

#### (1) 市民活動促進会議

「静岡市市民活動促進会議（会長：副市長）」において、本市における市民活動の促進に関する施策について、積極的かつ総合的な視点に立って検討します。関係各局及び各機関の総合調整を図り、施策の着実な実施による計画の総合的な推進を図ります。

#### (2) (仮称) 市民活動促進検討会

行政の各分野における市民活動や協働事業を積極的に推進していくため、新たに各局の担当者レベルによる庁内組織を設置します。

#### (3) 市民活動の促進に関する職員研修の充実

協働パイロット事業の実施等により、優れた協働事業を実施したNPO法人等を講師に招き、市職員を対象とした「協働」に関する研修会を開催します。

また、NPO法人等の市民活動団体向けには、毎年実施している「協働パイロット事業」（協働提案制度）に関する募集説明会に合わせ、優れた協働事業を実施したNPO法人等を講師に招き、「協働」に関する研修会を開催します。

#### (4) 市民活動促進協議会の機能充実

条例第9条に基づく、市長の附属機関である「静岡市市民活動促進協議会」において、市長の諮問に応じて、計画その他市民活動の促進に関する重要事項を調査審議します。

#### (5) 国・県等関係機関との連携

市民活動を促進するため、国・県等関係機関との連携に努めます。

## 2 拠点の整備

市民活動を促進するため、「番町市民活動センター」及び「清水市民活動センター」の機能をさらに充実させ、これまでの市民活動の「活動支援」といった役割に加え、市民活動団体の「ファンドレイジング」への支援を行い、市民活動団体の組織力強化に努めていきます。

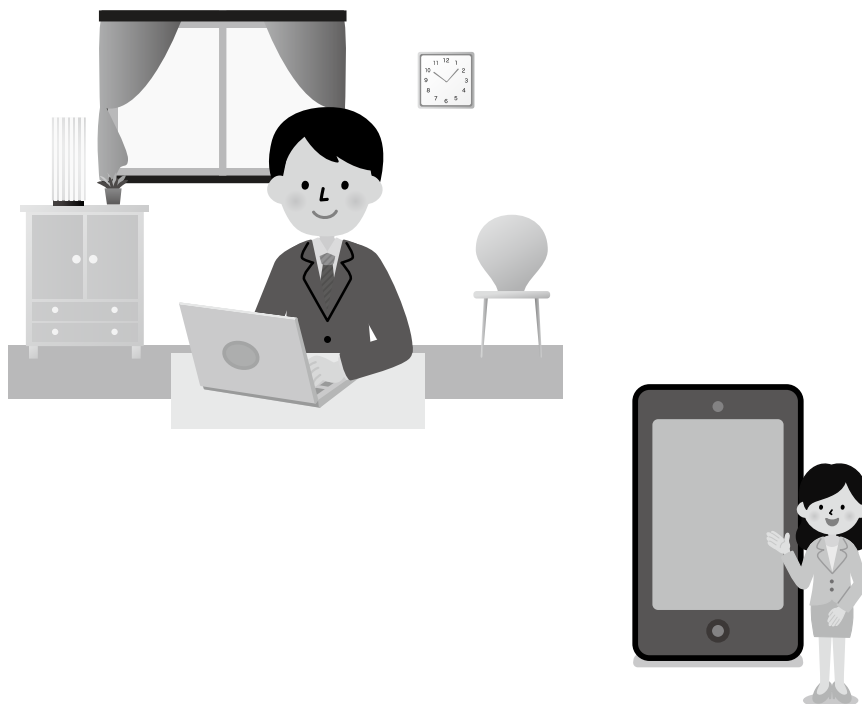
また、ICTを利用し、新しい形の市民活動の拠点として、バーチャル（仮想現実）の世界に「電子交流掲示板」を立ち上げ、直接市民活動センターに行かなくてもインターネット上で、誰もが気軽に自由に市民活動に関する情報のやり取りができるようにしていきます。

## 3 計画の進ちょく状況の点検及び情報公開

計画の進ちょく状況を点検・評価するため、毎年度、「進ちょく状況調査報告書」を作成し公表していきます。

## 4 計画の見直し

社会経済情勢の変化に対応するため、計画の中間年にあたる平成30年度を目途として、計画の見直しを行います。



## 【資料】

### 1 静岡市市民活動促進協議会

#### (1) 平成25・26年度 静岡市市民活動促進協議会 委員名簿

(任期：平成25年7月1日から平成27年6月30日)

	氏名	区分	所属	備考
1	井野 盛夫	公募委員		
2	遠藤 まゆみ	市民活動団体	NPO法人三保の松原羽衣村 事務局長	
3	大西 富士夫	学識経験者	日本大学国際関係学部 助教	会長
4	大棟 鉄雄	市民活動団体	NPO法人フロンティア清沢 理事長	
5	黒田 貴之	学識経験者	静岡県中部地区 SOHO 推進協議会 インキュベーションマネージャー	
6	小林 里加	市民活動団体	パソコンわかばくらぶ 代表	
7	津富 宏	学識経験者	静岡県立大学国際関係学部 教授	
8	原田 和正	公募委員		
9	日詰 一幸	学識経験者	静岡大学人文社会科学部 教授	
10	増田 久美	公募委員		
11	山本 由加	市民活動団体	NPO法人しずおか環境教育研究会 エコエデュ 副理事長	副会長

## (2) 会議概要

	開催回数	開催日	協議内容
1	平成 25 年度第 1 回	平成 25 年 7 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員委嘱</li> <li>・ 各委員の「問題意識」、「想い」の確認</li> </ul>
2	平成 25 年度第 2 回	平成 25 年 10 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワークショップの開催 (市民活動全般)</li> </ul>
3	平成 25 年度第 3 回	平成 25 年 12 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワークショップの開催 (NPOの組織力強化)</li> </ul>
4	平成 25 年度第 4 回	平成 26 年 1 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民活動の 8 年後の「目指すべき姿」の検討</li> </ul>
5	平成 26 年度第 1 回	平成 26 年 4 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 次計画の「答申案」の検討</li> </ul>
6	平成 26 年度第 2 回	平成 26 年 5 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 次計画の「答申案」の検討</li> </ul>
7	平成 26 年度第 3 回	平成 26 年 8 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 次計画の「答申案」について</li> <li>・ 第 3 次計画の「指標」の検討</li> </ul>
8	平成 26 年度第 4 回	平成 26 年 9 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 次計画の「答申」の報告</li> <li>・ 第 3 次計画の「指標」の検討</li> </ul>
9	平成 26 年度第 5 回	平成 26 年 12 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 次計画の「計画案」について</li> </ul>

## 2 静岡市市民活動の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民活動の基本理念及びその促進に関する基本原則を定め、市民活動に係る市民及び市の責務を明らかにするとともに、市民活動を総合的かつ計画的に促進するための基本的事項を定めることにより、市民が相互の交流と理解を通じて、自らの意思により主体的に活動し、社会的課題の解決に貢献することができる社会の実現を図り、もって市民自治によるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(2) 市民活動 市民が営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のための活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(3) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とし、市民活動を継続的に行う団体をいう。

(市民活動の基本理念)

第3条 市民活動の基本理念は、次に定めるとおりとする。

(1) 市民活動は、国及び地方公共団体の活動又は営利を目的とした活動によっては解決できない社会的課題を解決する役割を果たすものとする。

(2) 市民活動は、市民が対話を通じて、相互に価値観を尊重し行うものとする。

(3) 市民活動は、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等が多様な市民の参画によって、自ら意見を述べる意思又は機会のない者が抱える問題を取り上げ、見過ごされやすい社会的課題の解決に貢献するものとする。

(4) 市民活動は、参画した個人自身に精神的充実及び人間的成長をもたらすものとする。

(市民活動の促進に関する基本原則)

第4条 市民活動の促進の基本原則は、次に定めるとおりとする。

- (1) 市民活動を行う市民の自主性、先駆性及び創造性を尊重するものであること。
- (2) 市民相互及び市民と市の対等な関係を尊重するものであること。
- (3) 市民相互及び市民と市との間の理解を深めるものであること。
- (4) 市民活動に関する情報を公開し、及び共有するものであること。

(市民及び市の責務)

第5条 市民及び市は、市民活動に対する市民の自発的な参画の促進に努めなければならない。

- 2 市民及び市は、市民が精神的及び経済的に自立した市民活動を継続して行うための環境づくりに努めなければならない。
- 3 市民及び市は、市民相互及び市民と市との間の意見交換その他の交流の促進に努めなければならない。

(協働事業)

第6条 市民及び市は、市民活動のより効果的な促進を図るため、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行う事業（以下「協働事業」という。）の創出に努めなければならない。

- 2 市は、市の事業のうち市民の知識を生かし、又は市民が参画することにより効果的に実施することができるものを協働事業として実施するよう努めなければならない。

(相互提案)

第7条 市は、協働事業の創出のため、市民活動団体及び市が協働事業について相互に提案を行うための仕組みを整備しなければならない。

- 2 市民活動団体及び市は、前項の仕組みを積極的に活用するよう努めなければならない。

## (基本計画の策定)

第8条 市長は、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民活動の促進の基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民活動の促進に関する基本的な考え方に関すること。
- (2) 市民活動の促進に関する基本的な施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の促進に関する重要な事項

3 前項の場合において、同項第2号の基本的な施策に関しては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民一人ひとりの市民活動への参画に関すること。
- (2) 市民活動の自立を支える環境づくりに関すること。
- (3) 協働事業の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な事項

4 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民の意見を聴取し、これを基本計画に反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、次条に規定する静岡市市民活動促進協議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、基本計画の変更の場合について準用する。

## (静岡市市民活動促進協議会の設置)

第9条 市民活動を促進するため、静岡市市民活動促進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第10条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 協働事業の促進に関すること。
- (2) 基本計画の策定、進行管理及び変更に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の促進に係る重要な事項

## (組織)

第11条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第12条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験がある者
- (2) 市民活動団体に所属している者
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

2 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長は、協議会の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

5 協議会の会議は、原則として、公開とする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、生活文化局において処理する。

(協議会の運営に関する委任)

第16条 第9条から前条までに規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。



### 3 用語説明

#### ■ 市民活動

市民が営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のための活動（ただし、政治上の主義や宗教の教義を広めることを主たる目的とする活動などは含みません）のことをいいます。

なお、これらの活動には、個人によるもの、グループや団体など組織によるものなどがあり、市民活動を主たる目的とする市民活動団体だけでなく、企業の社会貢献活動や地縁団体などによる活動も含まれます。

#### ■ 市民活動団体

市民活動を行うことを主たる目的とし、市民活動を継続的に行う団体をいいます。

#### ■ NPO／NPO法人

NPOは、Non Profit Organization（＝民間非営利組織）の略で市民活動団体と同義です。なお、NPOの内、特定非営利活動促進法により認証を受け登記した団体がNPO法人（特定非営利活動法人）です。

#### ■ 志縁団体

特定の目的のために集まった人で構成される団体を指します。具体的には、特定非営利活動法人（NPO法人）、住民活動団体、ボランティア団体、委員会、愛好会などがこれにあたります。本市では市民活動団体に含んでいます。

#### ■ 地縁団体

一定の区域に住んでいる人で構成される団体を指します。自治会や町内会などのことをいいます。環境保護活動や地区まつりなど地区住民以外の市民にも広く開かれた活動に取り組むことも多く、本市では市民活動団体に含んでいます。

#### ■ 中間支援団体（組織）

広く市民活動の促進を目的とし、様々な分野の市民活動団体のサポートや団体間のネットワーク促進、市民活動に関わる社会環境についての調査・研究・提言などを行うことを中間支援といい、中間支援を主な目的とする団体のことを中間支援団体といいます。

## ■ ボランティア

自発的に市民活動に参加する人のことをいいます。一般的に、その特性は「ボランティアの四原則：自発性、社会性、先駆性、無報酬性」として表すことができます。

## ■ 市民参画

市政に関する施策に市民の意見等を反映するため、施策の立案、実施及び評価の一連の過程で、市民が主体的に様々な形でかかわることをいいます。

## ■ 協働／協働事業

社会的な課題を、社会全体の中で市民一人ひとりと行政がそれぞれ分担することを「協働」といいます。具体的な個別の課題について、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行うものを「協働事業」といいます。

## ■ 社会的課題

少子高齢化による人口構造の変化や地方の過疎化、地域間格差の拡大などといった社会を取り巻く大きな問題から、個人や地域が抱える解決しないと近い将来、問題が拡大してしまう問題を指します。

## ■ ソーシャルビジネス

社会的課題の解決を目的として収益事業に取り組む事業体のことをいいます。このような事業を創始した実業家などを社会起業家（社会企業家）といいます。

## ■ プロボノ

弁護士、税理士など、各分野の専門家が、職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動全般。また、それに参加する専門家自身をいいます。

## ■ ファンドレイジング

市民活動団体が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称を指します。主に民間非営利組織の資金集めについて使われる用語ですが、投資家や民間企業に関連する資金集めに使われる場合もあります。





### 第3次静岡市市民活動促進基本計画

---

発行年月	平成27年3月
発行	静岡市
編集	静岡市生活文化局市民生活部男女参画・市民協働推進課 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 TEL 054-221-1372 / FAX 054-221-1518

---